

対象 — 昭和7年9月30日以前に生まれたかた  
65歳以上で一定の障害のあるかた

現在、老人保健法に該当しているかたがお持ちの医療受給者証は、8月1日付けで更新となります。

医療機関で支払う自己負担は、かかった費用の1割または2割ですが、更新によって負担割合が変わるかただけに、新しい受給者証を7月28日(月)以降に郵送します。新しい受給者証が届いたかたで、現在入院または通院しているかたは、忘れずに医療機関に新しい受給者証を提示してください。なお、古い受給者証は必ず返送してください。

14年中の所得が13年中の所得と比べ、大きな増減がなかったかたは、負担割合は変わりません。現在お手元にある受給者証を引き続きお使いください。

表1 医療費の自己負担割合と1か月の自己負担限度額

区 分	自己負担割合	自己負担限度額(1か月)	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一定以上の所得のあるかた※1	2割	40,200円	72,300円+(医療費が月に361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%)
一 般	1割	12,000円	40,200円
市民税非課税世帯のかた※2		8,000円	24,600円
市民税非課税で所得が一定以下の世帯のかた※3			15,000円

- 1...老保該当者で、市民税の課税標準額が124万円以上のかたが1人でもいる世帯のかた。ただし、70歳以上のかたが2人以上の世帯で、年収637万円未満、単身世帯で年収450万円未満の場合は1割負担
- 2...世帯員全員が市民税非課税の世帯
- 3...所得が0円の世帯(例：年金収入のみの場合...単身世帯で年収約65万円以下、夫婦2人世帯では年収約130万円以下)



## こんなときはどうなる？ 老人保健の高額医療費

病院、診療所などの外来や歯科、薬局では、自己負担割合に応じ、医療費をそのつど窓口で支払います。

そのため、外来の場合は1か月の支払い金額が自己負担限度額(表1)を超えることがあります。入院に関しては、自己負担限度額を超えて支払うことはありません(食事代、病衣代などは別)。

1か月の医療費の自己負担額が、自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が、「老人保健高額医療費支給申請書」でお届けの預金口座に、後日振り込まれます。障害福祉課に直接申請においてになる必要はありません。なお、預金口座を変更したときはご連絡ください。

表2 高額医療費の振り込みの有無  
(ただし自己負担限度額を超えた場合のみ)

	ケース別	振込
1世帯に老人が1人の場合	外来のみ	あります
	入院+外来	あります
	入院のみ	ありません
1世帯に老人が2人以上の場合	全員が外来のみ	あります※
	入院+外来	あります
	2人以上が入院	あります

個人ごとで判定

# 医療受給者証の更新

老人保健でお医者さんにかかっているかた



負担割合が変わるかただけに  
新しい受給者証をお送りします

障害福祉課医療福祉室老人・福祉医療担当

電話(866)2513  
ファクス(863)6362

老人医療限度額適用・標準負担額減額認定証

## 新しい認定証は8月中旬に送付

世帯全員が市民税非課税または所得が0円の世帯のかたには、申請により、老人医療の一部負担金と入院時の食事代の負担が軽くなる「老人医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しています。

現在お持ちの認定証は、有効期限が7月31日までです。6月20日までに申請を済ませているかたには、8月中旬以降、新しい認定証を郵送します。

### 入院時の食事代

・一定以上の所得のあるかた	1日	780円
・一 般		
世帯のかた	90日までの入院	1日 650円
市民税非課税のかた	過去12か月の入院日数が90日を超える入院	1日 500円
市民税非課税で所得が一定以下の世帯のかた		1日 300円

# 国民健康保険 納税通知書を6月27日にお送りします

平成15年度の国民健康保険税の納税通知書は、6月27日(金)にお送りします。ただし、6月に40歳になるかた(昭和38年6月2日から7月1日生まれ)がいる世帯には、7月中旬ころにお送りします。

国民健康保険は、被保険者のみなさんが納める国民健康保険税と国などの支出金でまかなわれています。国保税は医療費を支払うための重要な財源ですので、納期限までに納付してください。



問い合わせ 国保年金課賦課担当tel(866)2099

## 国保の保険給付いろいろ

給付の申請は、

- ▶ 国保年金課tel(866)2098
- ▶ 土崎支所tel(845)2261
- ▶ 新屋支所tel(888)8080でどうぞ。

申請の際、必要なものは事前にお確かめください。なお、高額療養費の融資申し込みは、国保年金課のみで受け付けます。

また、高額療養費の支給日は診療月の2か月後の末日となります。ただし、申請日が診療月の翌月以降である場合、その申請月の次の月になります。

医療費が高額になり、自己負担額が一定限度を超えた場合、その超えた分が高額療養費として支給されます。自己負担額は、市民税の課税状況などで変わります。高額な医療費の支払いが困難なかたに、高額療養費分を無利子で融資あっせんする制度があります。医師が認めた、はり、きゅう、マッサージ、コルセットなどの費用の7～9割を支給します。55歳以上のかたを対象に、はり・きゅう・マッサージの利用1回につき800円の受療券(年40枚)を交付します。市が行う基本健康診査、大腸がん・胃がん健診が無料になります。人間ドック受診料の7割を助成します(今年度の募集は終了)。国保の加入者が出産したとき、出産育児一時金30万円、加入者が亡くなった場合は、その葬祭を行ったかたの申請により、葬祭費5万円を支給します。

### 平成15年度の税率

算 地方税法の一部改正により、平成15年度分から国保税額の一部変更となりました。

### 《国保税の計算》



国保税

	【医療分】	【介護分】
所得割額 (税率) ...	8.8%	1.27%
均等割額 (1人につき) ...	+	+
均等割額 (1人につき) ...	21,430円	5,470円
平等割額 (1世帯につき) ...	+	+
平等割額 (1世帯につき) ...	32,810円	4,560円

年度途中から加入する場合...加入する月から月割りで課税  
年度途中でぬける場合...ぬける月の前月分まで月割りで課税  
介護分は、被保険者のうち40歳以上65歳未満のかたが対象です  
課税限度額は、医療分が53万円、介護分が8万円  
介護分課税限度額は、地方税法の一部改正にともない7万円から8万円に変更となりました。

### 《所得割額の計算方法》

所得割額

給与所得  
+  
年金所得  
+  
事業所得等

基礎控除  
33万円  
円額

【医療分】  
8.8%  
【介護分】  
1.27%

各所得については平成14年1月から12月までの所得金額が対象です。数種類の所得がある場合は、合計してから基礎控除額を差し引き、医療分は税率8.8%、介護分は税率1.27%をそれぞれ乗じて算出します。

### 《地方税法の改正点》

#### 公的年金等特別控除の廃止

公的年金等受給者の、特別控除(1円～17万円)が廃止されます。これにより、年金額が前年と同じか減額するときでも、国保税が増額する場合があります。

#### 給与所得特別控除の廃止

給与所得者について、特別控除(1円～2万円)が廃止されます。これにより、給与所得が前年と同じか減額するときでも、国保税が増額する場合があります。

#### 青色専従者給与等控除の適用

事業主については、青色専従者給与等が必要経費に参入され、事業専従者については、給与として計算されます(市民税と同様の算定方

#### 長期譲渡所得等特別控除の適用

譲渡所得等特別控除が適用され、特例などに応じて控除が行われるようになります。



軽減制度... 医療分、介護分の均等割と平等割について、世帯の合計所得に応じ、7割、5割、2割を軽減する制度があります。2割軽減の適用を受ける場合は、申請書の提出が必要となりますので、ご注意ください。なお、軽減を判定するにあたり、確定申告などを要しないかたも、所得などの確認をするため、国保税申告書の提出が必要となります。